

## 第三節 但馬守護職と太田文

### 一、鎌倉幕府の成立と但東町

既述のような荘園制の発達の過程は、一方、班田農民及び私有地耕民の農奴化の過程であった。そこにおける生産関係は、荘園領主と農奴との関係であつて、それはいう迄もなく封建的な関係であつた。しかしながら、このような荘園・領地における農奴的生産関係が、当該社会の運動法則を規定し始め、この関係に立脚した武士階級が自己の権力を組織するに至るのは、鎌倉幕府の成立(文治元年・二八五年)の時期であつた。鎌倉幕府の成立は、土豪的勢力の棟梁として立ち上つた源氏が、政敵、平氏を倒して支配権を確立したことであり、その支配権の強化の基礎が、守護・地頭の設置と段別兵糧米の賦課であつた。こうして幕府は朝廷に代つて政権を獲得したが、その政治力の及ぶ範囲はまだ東国だけであつた。幕府がその政治権力の結果を全国的に実現したのは、頼朝の死後、「承久の乱」を契機として、朝廷の政治的が崩壊してからのことであつた。即ち、幕府は所謂「新補地頭」を補任することによつて、西国地方にもその支配権を拡大し、全国的な政権を獲得したのである。

文治元年設置せられた地頭は、元來、領家への年貢の取集めの義務しかなく、荘園における土地の支配権は、自己の邸内や、門田・給田などだけに限られていたのであるが、彼等は幕府の権威を背景にして、屢々

年貢の抑留を行い、「本所」・「領家」との間に紛争が繰り返された。かかる紛争の解決策として、豊凶の如何に拘らず、毎年所定の年貢の進納を条件として、一切の荘園管理権が地頭に委任される所謂「地頭請所」が、幕府の地頭優遇の方法として行われた。しかしながら、地頭はこの一定の年貢の進納も怠り、屢々紛議が再燃したのである。かかる紛争の最終的な解決策としてとられたのが所謂「下地中分」であつた。即ち「領家」・「地頭」の二重支配の荘園を、契約や裁判によつて二分し、それぞれ完全な支配権を認め、爾後の紛争を一掃しようとしたのである。かかる「下地中分」は紛争の解決手段としてのみでなく、又請所でない一般地頭と本所領家との間でも、地頭の不法侵略から免れる手段としてとられた。かくして、本所領家の荘園支配権は次第に喪失し、地頭の荘園に対する実質的支配権が確立していったのである。このことは、漸次荘園を崩壊に導く原因の一つであるが、同時にそれは、荘園制における土豪的領有を基礎とする、武士階級による権力掌握の過程、鎌倉封建制の確立の過程でもあつた。

このようにして領家に代つて荘園の支配を確立した地頭にも、大体一二―三世紀になると土地喪失の傾向が顕著にあらわれ始めるに至つた。これには分割相続制が拍車をかけたことはいふ迄もない。地頭の貧窮化は、幕府の政治的財政的基盤に動搖を与えるので、幕府は各種の地頭救済策を講じたがその効果少なく、遂に何分一地頭というような、零細な地頭も生れるに至つた。かかる地頭勢力の衰退に乗じて、荘園支配を獲得したのが守護であつた。元来守護は地頭御家人中でも最も有力なものであり、強大な警察権をもつていたから、一般の地頭の貧困化の過程にあつて、十分これに堪えうる實力を有し、零細化した地頭を自己の被官に家来化していった。そして南北朝の動乱においては、荘園の年貢の半額を「兵糧料所」として取得する所

謂「半済制」によつて、愈々富裕化し、將軍足利氏を担いで室町幕府を成立させたのである。彼等は、早くより自ら課税し、治安の目的とは別に守護使を莊園に入部せしめて、課税の徴収を行つてきたが、室町時代になると一層著しくなり、兵糧・段錢を課し、陣夫・野伏（＝賦役）を賦課して、その經濟力を涵養していた。さらに莊園支配の第一段階である嘗ての地頭請所と、同様な「守護請所」が生ずるに至り、彼等は莊園個々を対象とせず、国を単位として、政治的支配権を確立したのである。細川・山名の如きは数カ国の守護を兼領して、各々これを分国として管領するに至つた。

かくして守護は大名となり、応仁の乱を契機として武力による莊園の分割併呑は決定的となり、領主の莊園支配の統制力は愈々衰退して、莊園制の崩壊はさらに一段と前進するに至つた。

以上において莊園における名主の武士化、武士による莊園の支配確立、鎌倉封建制の成立と展開の過程を眺めてきたのであるが、茲では經濟の發展と農民層の分化の問題を簡約したい。

莊園における名田の耕作は、元來、名主の所従・下人たる家内奴隸的労働力によつて行われたのであるが、土地の生産力の發展とともに、名主は不耕作地主化し、下人・所従は解放され、獨立して自營農となつたものもあり、或は名主の耕作の一部を請作する「作人」となつたものもあつた。当時の作人は、必ずしも直接耕作者だけに限らず、作人の中には耕地をさらに下作人に貸与して、地代を徴収する場合もあつた。

こうして、同一の土地に対して、直接耕作権の外に幾重もの地代徴収権が寄生しておつたので、個々の權利、当時の表現をもつてすれば、「職」の取得分は勢い低くならざるをえなかつた。かかる農民の身分的變化、ひいては「職權」の分化は、結局經營の零細化を意味するに外ならない。とくに農民の租税負担の加重

は、この傾向を促進せしめた。即ち年貢の未進、借金の滞納などにより、農民の零細な「職権」は売却され、或は抵当流れとなつて、一部富裕地主の下に集積し、大多数の農民の経営は愈々零細、且困難となつた。

そのため作人から下作人に顛落し、或は血族者を人身売買するようなものも出てきた。「職権」が発達し、それが一部に集中したことは、その取得者の身分的性格を複雑なものにした。例えば名主が、多くの小作権や、下作職の如き下級地主権を所有する場合も生じたし、時には元来の小作人が、地主権の一部を領有することすらありえたわけである。故にこうした「職権」の細分化によつて、莊園においては、数多の自作的経営者を生ぜしめることになつたのである。然し地主的農民と小作人的農民との間には、依然として階層的な区別があつたことはいうまでもない。

## 二、但馬守護職と太田昌明

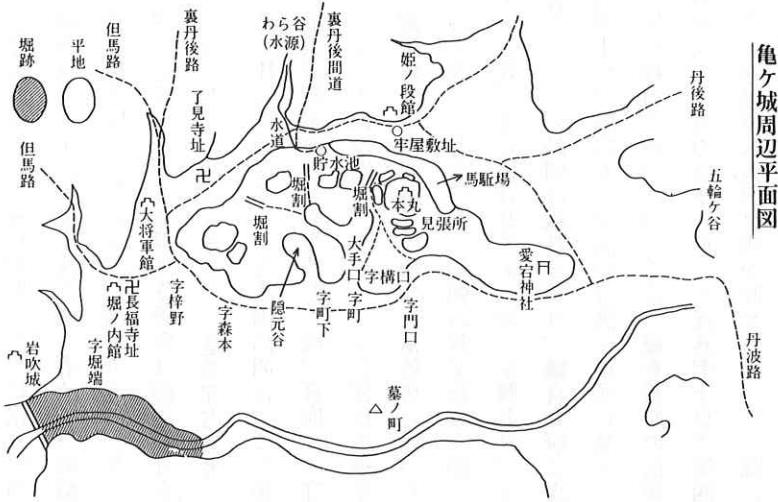
中世の北条氏時代の但馬は、しばしば戦禍に見舞われ、どの郷土史も時の支配者の推移と行績を書いてゐる。それらの戦史と支配者中心の記事のため、村落そのものの歴史、そこに生活していた住民達の歴史については、資料がないこともあつて著しく明らかでない。たまたま地名が出て来たり、中央の歴史上有名な將軍、政治家の名が出てくるだけである。生産力が低く、生活も豊かでなかつた当時の村人たちは、宮沢賢治の詩ではないが、その時の支配者の命のままに、ただうろろするばかりであつたと思える。その頃但馬各地に出来た寺院領の寺院は、せめてこれらの戦争で悲業の最後をとげた死者を葬り、その亡霊を供養したことは、当時の支配者の命令であつたとしても銘記されてよい。

例えば木曾義仲追討の軍に加わった平経正が但馬の国司として任命した安達(源)親長は、建久八年(二七)頼朝が保元・平治の乱以後の戦没者や、攻め滅ぼした平家の亡霊を供養するため、八万四〇〇〇基の五輪塔の造立を全国に命じた際、但馬国分五〇〇基のうち、三〇〇基を日高町の進美寺で供養したことなどはその一例である。このため但馬守護職は勸進奉行をつとめたことが、この年の一〇月四日の親長の敬白文が残っていることでも知られる。(「進美寺古文書」)

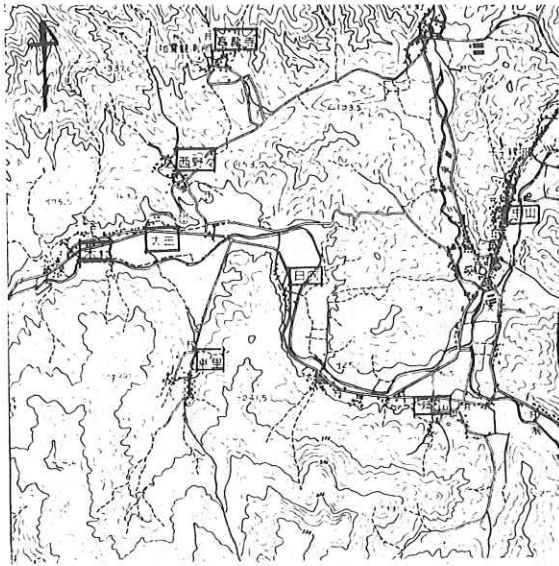
出石郡太田庄の地頭であった太田昌明は、この親長が、後鳥羽上皇の院宣をうけ但馬の兵力を蒐たため、上皇の北条義時追討の変が失敗した後、幕府から守護職を免じ、領地を没収されたあとに補任されたのである。しかしこの太田昌明も、現在のように住民が選挙等で推した首長でなく、地頭であった。もと法橋昌明といい、叡山延暦寺の西塔谷の僧で、常陸房といった。文治二年(二六年)五月源頼朝の命をうけて、かつて義経と行を共にした源行家(頼朝の叔父新宮十郎)を和泉国八木郷で討った恩賞として、摂津の葉室荘と、但馬の太田荘(変な組合せであるが)を賜わり、その地頭となつて居をこの山奥の但東町太田に移し、太田氏を称した。この昌明は親長と異り、鎌倉幕府に忠誠をつくした人で、承久三年(三三)の幕府追討のため後鳥羽上皇の院宣が、諸国の守護・地頭に発せられた時もそれに応ぜず、院宣をたがさえて来た使者五人を斬り捨てた程の人物であつたから、鎌倉幕府の信頼は厚かつた。(「八鹿町史」二七頁)

この承久の反乱の謀議に加つた後鳥羽上皇の第四皇子雅成親王を、北条義時は豊岡市五荘の高屋に幽閉したが、その守護役も太田昌明が仰せつかつた。既に亀ヶ城の調査研究があるように、太田昌明は亀ヶ城を築いて居城とし、西方木村には岩吹城を、東方畑山には仏清城を築き、一族や家臣を配していたが、それらは

図表14 太田氏の亀ヶ城（承久3年—1221年築城）想像図



亀ヶ城周辺平面図

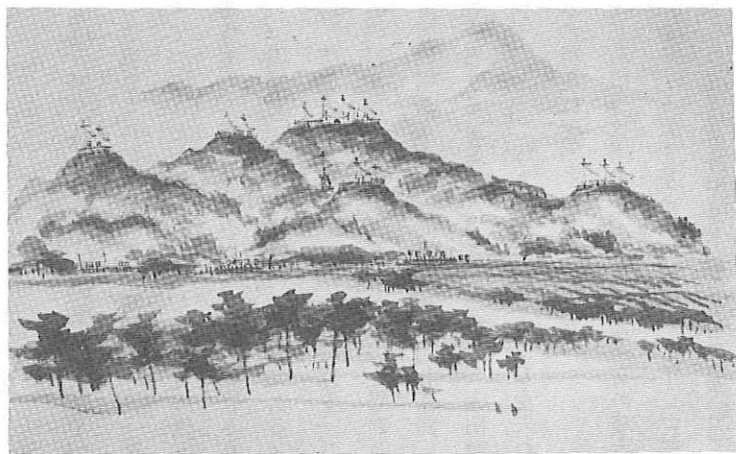


図表15 旧資母村太田周辺地図  $\frac{1}{5}$  万分

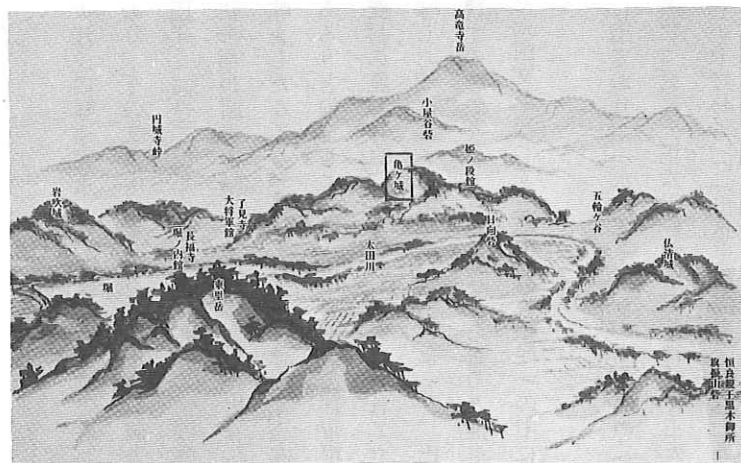
守るための城さいで、近世の城とは自ら異っていた。しかし谷間の一本道であるこの出石—宮津線の山奥に構えられた城は、守るによく、身の安全を計るには好適な位置にあつた事は事実である。しかしこれらの居城の構築のためにも、当時の住民は多くの労務を提供させられたことも明らかである。

### 第三節 但馬守護職と太田文

太田氏の亀ヶ城（承久3年—1221年築城）想像図



太田氏山城、館砦群図



## 三、但馬国太田文

但馬国太田文は弘安八年（三六五）に註進され、一二月守護人大江氏の写が元永三年（三九六）正本と違わな  
いという裏書されており、この間既に一一年の年月が流れており、その文書中にも至るところに「破失」  
ができてることが知られる。しかしその後五六年を経た宝徳四年（四四五）但馬国美含郡帝釈寺の僧沙弥尊  
阿が書き写し、寺の公物として政所に保管された。それをのち朝来郡神淵寺が購入したものが原本となつて  
いる。「但馬史」の石田松蔵氏の研究によると、その後余り意味をもたなくなつたこの写本を恐らく「古物  
的趣味」で購入したもので、購入の時期を一八世紀の初め頃であろうと推定している。但馬国美含郡帝釈寺  
の尊阿の写本は、その後失われたものと思われたが、一つは粟鹿村の鹿苑寺に、その写しが保存されており、  
それを竹田町矢名瀬新右衛門盤雅が明和年間（七六四～七七三）が写した。これも石田氏の考證によると、氏が  
太田姓を有する家系の人であつたから、太田政頼と家系的に接続するのではないかと思ひ写したものと推定さ  
れている。しかし写された原本はいつしか失われ、義明が写した太田文が残つて、「続々群書類従」の中に活  
字化され現在に至っている。

しかし石田氏によると、但馬国太田文の写本は、その後方々に出ており、「水戸本」あり、出石藩の「桜  
井本」あり、それを基として寛政一二年（六〇〇）倭直、家正が筆記し、更に大正六年豊岡小田井神社神主大石  
繁正が写し、更にそれを藤本和造義生氏が転写したものもあるといわれている。（「但馬史研究会会報」七九頁）  
わが但東町にも明治中期内閣編集局にも送られた木村の太田氏所有の写本あり、矢野宗深氏の藏雲寺本が

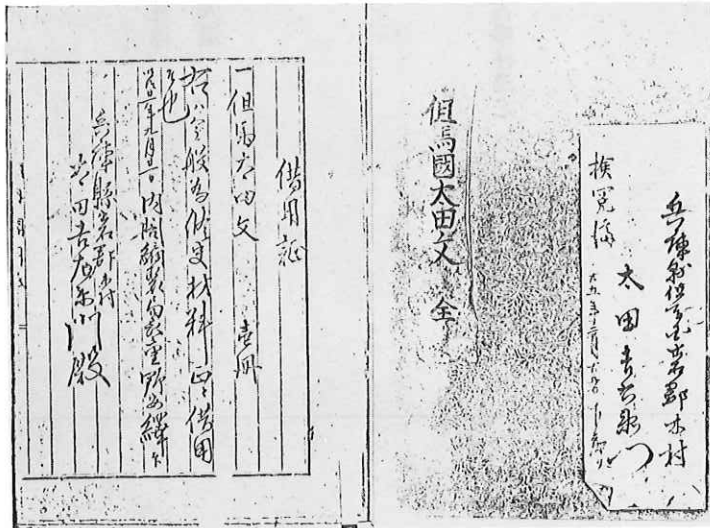


あり、堀英哉氏が養父郡から入手の写本もあり、まさに幻の本といえる中世の古文書で、沙弥尊阿が写した時、既に多くの破失箇所が指摘されている。しかしその箇所が再現されていたり、明らかに写し誤りもあらると見られており、これらの長い年月に、ただ筆写のみに頼ってきた古文書の歴史がある。したがって今後の但馬太田文の研究には、これらの点が十分注意される必要がある。しかし但東町に中世この註進者太田政頼が住んだ居城趾が残っており、すでに城下町(?)として市場のあつた事から、明治三年まで、太田市場の部落名が残っていたことから、中世の但東町をしのぶ全国的公文書といえる。

#### 四、但馬国太田文とわが町

幕府は文永九年(三七七)諸国の守護に対し、一国毎に田数を整理し、その面積、領有関係、耕作状況を註進させた。当時の守護職太田政頼(昌明以後四代目)が、但馬国の田数について整理し、弘安八年(三六五)一二月幕府に註進したのが「但馬太田文」である。次にその全文を示そう。

(養父・気多・城崎郡は略した)



但馬国 太田 文

大田太郎左衛門尉政頼弘安八年之註進

當國二ノ宮 領家染殿法印跡 地頭 島津常陸入道

粟鹿大社 百丁七反二百廿六歩

粟鹿大社定田五拾二丁小四拾五歩

常荒流失二十二反六十歩

佛神田三十二丁百六十二歩

人給十四丁四反大

但雖相觸不出注文之間任建久元年百姓注進之古帳注進之

押坂社八丁一反 領家浄土寺大政法印  
地頭 小比良大夫局

流失 八反

神田 三丁二反

地頭給 五反

定田 三丁六反

八幡領下司 室弥四郎入道願蓮御家人

室尾別宮二十二丁壹反

流失 四反

佛神田 十五丁

人給 一丁七反

定田 五丁

熊野山領 国別当三江地石見前司重氏

沢寺田 五丁

以上神社領

證菩提院領

久世田庄十九丁八反八歩

神田 四反

寺田 二反

預所佃 四反

下司給 一丁

公文給 五反

井料 四反

徽使給 一反

公田 六丁二反八歩

東北院領殿下渡土領家土御門右中弁地頭隠岐左衛門入道成佛跡

子息新左衛門尉破懐

与布土庄五十五丁

佛神田 二丁二反八歩

人給 二丁二反

雑免 五丁五反

糸代并領家預所佃 二丁六反

地頭分 四丁六反

公田 四十二丁五反

歎喜光院領

賀都庄百四十一丁六反二百六十五歩内 但シ中分ノ田

領家四分

上庄六十八丁五反參百歩

常荒流失 一丁二反九十歩

佛神田 十七丁三反二百歩

定田 十丁八十歩

長講堂領 領家六条中將 地頭鎌田新左衛門尉女子

宣陽門院御紙田十六丁四反百四十步

佛神田 一丁百四十步

地頭給 一丁五反内河成二反

下司給 六反

公文給 二反

職事給 一反

定田

安樂寺院 院御領 給主修狸太夫郡経卿下司

三方三郎行高ノ跡

上田庄十三丁

不出注文之間任古帳注進之

但下司御家人三方三郎行高近年為本所

被押領之間課役懈怠下司給一丁云々

領家花山院前左大臣家御跡

西明寺八十五反 地頭佐々木信乃四郎左衛門尉泰義

即寺用三味 一丁七反

地頭給 一丁

定田 五丁八反

殿下渡庄

法成寺二拾丁 地頭但馬平三郎入道

流失 十丁

領家分 一丁五反

地頭分 八丁五反

穀倉院領 領家吏長被召置闕所之後地頭未補云比治太郎御家人

比治庄十九丁五反二百五十二步公文 入道生心

神佛田 九反

地頭給 一丁

定田 十七丁一反二百五十步

南京西金堂領 下家小谷太郎家茂御家人

西院 十四丁七反

己上佛寺領

同衙領 地頭江民部太夫基俊家

久世田勘納十丁三反

- 神田 三反  
井料 三反  
定田 七反  
遙光寺四反 下司井上新太郎入道上品御家人  
神田 一反  
定田 三反内一反八步下司分  
牧田郷 四十三丁八反十分 地頭牧田又太郎光盛  
除方々権門領定  
常荒流失 三丁四反三百四十步  
人給 七丁三反九十步  
定田 三十二丁三反三百步 八幡宮神人免  
卅一丁六反二百六十步  
赤淵社中 一丁百六十八步 地頭中務太郎以清  
同舍弟土用鶴丸  
流失 九反八步  
神田 二丁一反  
定田 八丁百六十八步  
法興寺 六丁四反 地頭佐々木信濃四郎左衛門尉泰茂  
不出注文之間任古帳註進之  
新井黒川保 十七丁 地頭柏原左衛門二郎

常荒流失 一丁四反百歩

佛神田 一丁七反

人給 三丁八反百十歩

定田 九丁八十歩

東河郷 四十丁四反四十歩

地頭東河又太郎入道行阿御家人  
除方々權門領八幡宮神人免廿八丁  
式百十分

但建長以後庄号中分之地自弘安七年

領家興地頭有中分実否之相論

衣摺社十丁五反二十分 地頭小比良大夫局

神田 四丁四反

地頭給 一丁

公文給 五反

定田 四丁六反二十歩

己上国衙分

庄園領

畠本家一條殿 領家民部大夫地頭佐貫三郎太郎御家人



田道庄畠十五丁 公文八大孫五郎入道道佛

領家分 十二丁

地頭給 二丁五反

公文給 五反 地頭公文同又号

立脇御紙田 皇嘉門院御紙田

流失 三丁五反

本家分 一丁八反

地頭給 一丁三反内流失三反

定田 一丁

領家八条左少将 地頭左近藏人

物部上庄十六丁五反六十歩

流失 五丁六反

神田 一反

領家田 五反

地頭給 六反

公文給 六反

定田 八丁

本院御領 領家吉田大納言家 地頭小河左近將監真盛

同中庄八丁 下 公文物部新太郎吉清跡

河成 二反

神田 一丁三反百八十歩

地頭 一丁四反

公文給 一丁二反

徽使 二反

己上地頭代如蓮註文定

但如建久兼久建治帳等者十六丁五反

六十分云云自元上下庄田数等同之地也

八歩減之上不注公田之条不審也

同院御領

八条院御紙田五丁七反百四十分 地頭柏原左衛門三郎恒俊

鷹司院御領

上西門院御紙田五丁 地頭同人

近衛南殿御領

伊由庄廿八丁 地頭太田左衛門太郎政頼

流失 二丁一反

寺用 三反

領家分 二丁八反

本司 八丁八反三百分内

二丁五反小 新給分

六丁三反半 地頭名勤仕所当公事

公文雜免 一反二反

定田 十三丁六十分

同庄惣追捕使田一丁四反 惣追捕使中務太郎関東給

流失 一反小

神田 八キ

定田 一丁二反六十分

本院御領

朝来庄 六十四丁二反 地頭安坂薩磨八郎左衛門尉  
公文勢至丸御家人

佛神田 七丁五反

地頭給 五丁一反廿五分

定田 五十一丁八反三百廿五分

同余田十丁六反 地頭同薩摩六郎入道専生

領家分九丁六反

地頭給一丁

御室御領 地頭大膳亮秀政同舎弟五郎光秀以下御家女子六分領

和賀庄 四十二丁九反三百四十分

流失無地 二丁八反百五十歩

地頭公文兩職分五丁

領家分 卅二丁三反三百歩 別納三丁 左衛門入道給

二条院御領

牧田位田廿丁 地頭東河藤四郎長茂御家人

流失 二丁八反二百廿分

神田 三反小

地頭給 一丁五反内 讚岐房善同分二反 長茂 舎弟

地頭雜 免二丁二反小内 藤九郎有茂分五反長茂也

日海院宮御領

二条院救員田十丁地頭鎌倉新左衛門尉女子

流失 八キ

神田 一丁七反八キ

定田 八丁

關東御領預所 地頭豊前太郎左衛門尚氏後安

伊由位田十八丁二反大甘歩 又号竹田庄

流失 三丁二反八キ

佛神田 一丁三反卅歩

人給 一丁三反十分

定田 十二丁三反

領家關東分

本家安嘉門院御領

多々良岐庄十三丁 地頭加治八郎輔朝

神田 二反

地頭給 一丁八反内 雜免壹丁八反

菟使給 一丁

桧物給 一丁

定田 十丁

本所伊勢大神宮 領家地頭關東御領 給主若宮別当跡

磯部庄五十二丁一反二百五十歩

不出注文之間任古帳註進之

領家地頭関東御領給主伊賀入道女子跡

廣谷庄七十丁二反

本家御分 廿七丁四反八キ

領家御分 四十二丁七反八キ

佐中庄三丁六反 地頭江中務太郎以清同舍弟土用鶴丸又号佐中  
余田公文比治刑部左衛門入道生阿御家人

流失 五反大

寺田 四反

地頭給 四反小内女子分一反大

定田 二丁三反

同御領畑 十二丁

養父郡(略)

気多郡(略)

出石郡

当国一宮本家高辻姫宮

安主藤肥前前司跡

子息三人分領一人

出石大社百四十二丁六反六十分

左衛門入道 蓮阿  
四郎左衛門入道 妙心  
五郎左衛門入道 宗智

常荒流失 三丁一反 又出石郷押領四十四反小云々

長田御祭田 七十一丁二百五十六分

溝狹講經修理田等 二十七丁九反大

引聲并御神楽田以丁料十一丁一反大

領家佃案主給六丁半

定田 八丁八反百四十分

土野庄七十町

公文土野源太家俊跡御家人  
役勤仕職近年為木所技柳留云々

不出注文之間任古帳註進之

賀藏社領 領家 知徳門院

矢根庄 十五丁九十分 公文矢根夜刃王太郎跡

同社領 領家同上

同余田 三丁八反三百三十分

両所共不出注文之間任古帳注進之

八幡宮菅庄 四十一丁七反三百分内 地頭二人

北方 十六丁七反小 地頭藤肥前左衛門太郎経久

神田 一丁五反加当一宮田五反定

寺田 一反

加菰代 一丁

定田 九丁

南方二十五丁半

地頭多々良岐孫太郎長基

神田 五丁二反 加修理定

御油田 一反

一宮田 三丁六反

人給 四丁一反



定田 十二丁半

伊勢大神宮領 領家綾小路僧正下司小野五郎太郎孝村御家人

大垣御尉二十五町

常荒流失 一丁四反

神田 一丁二反

下司公文給各一丁

定田 二十丁四反

同宮領 領家同上

同開發村 三十九丁下司小野太郎高依御家人

流失 一反

神田 一反

寺田 一反小

人給 六反

定田 二丁九反

八幡宮領 下司 安良太郎景同治郎政景御家人

安良別宮 二十八丁八反三百三十分

度々雖觸不出注文之間任古帳注進之

熊野本宮領 国別当南左太郎高春御家人

鉢山寺 六丁八反二百四十歩

佛神田 二丁四反

定田 四丁四反百四十分

崇徳院御影堂領 領家二位律師

竹野庄三十九丁二反三百分

不出注文之間任古帳注進之

法勝寺領 領家尾張二位家跡内但中分地

雀岐庄 七十二丁九反四十六分

領家尾張三位入道子息三人

東方 三十七丁五反三十分

河成 四反小三十歩

寺田 二丁三反

神田 三丁六反三百二十分

定田 三十一丁一反大四十分

地頭太田左衛門三郎入道如蓮

西方三十六丁四反六十歩内

佛神田 二丁三反百四十一分

定田 三十三丁九反二百三十六分

但於關東御公事在京役以下事者也

高野平等心院領 領家中納言法印範譽 中分以前令勤仕云々

弘原庄五十丁 地頭太田左衛門太郎政頼

法金剛院領 領家真言院僧正顔所佐渡入道禪海下司香住孫太郎入道淨阿

大内庄六十丁二反百八十分 公文金覺注文定御家人

流失 二丁百五十分

佛神田 一丁五反

人給 二丁二反

定田 五十三丁五反三十分已上金覺注文定

但如下司香住孫太郎入道淨阿注文者定田九十丁其外新田二十丁又下司開發之眞

野村新田三十丁為預所押領云々總田數百四十丁歟

悲田院領 領家方丈御房

善住寺庄三十丁 地頭八木三郎左エ門入道眞阿御家人

不出注文之間任古帳注進之

地頭出石三郎信政跡 依白川三位家越狼頭股上子息孫三郎

出石郷三十三丁九反四十四分 政元諸孔云々

地頭太田次郎左エ門尉政直跡 白川三位家雖被召上所相觸暫時訴之

神戸郷三十四丁七反百十六分

法皇寺四丁小 国別当国司之沙汰

出石毘沙門堂領八丁四反 国別当長尾孫三郎政経御家人

常荒 二反

寺田 四丁七反

人給 一丁

定田 二十五反

小坂郷八十五丁百六十分 地頭周防三郎  
八幡宮神人五十丁七反九十六分

八幡宮以佛神用卅八丁六反六十分

地頭給 五丁

公田 十一丁四反百分

下里郷六十一丁九反二百四十七分内 地頭太田三郎治郎入道行願

流失 二丁三百分 八幡宮神人七丁

佛神講田 七丁五反大

地頭給 五丁一反百三十五分

定田 四十七丁一反三百一分内

菊万宗平 兩名五丁八反三十分 總領行願地頭注文定

但如当名頭明光註文者菊方三丁宗平一丁三反百六十分以上四丁三反百六十分云々就兩方注文有一丁四反二百分増減矣

行願妹 信政  
女子 二人名一丁領知之

残定田 三十二丁二反十七分

安義郷七十六丁七反六十分内地頭大同氏

出石三郎信政嫡女長右衛門四郎長連  
妻女

佛神田 二十九丁九反二百八十分

地頭給 五丁九反三百二分

別名田 五丁六反百八十分

次女分 二丁安芸云々助光有一後家

治田小太郎入道願西妻女

三女分 三丁

夫同庄預所佐渡入道禪海妻女

四女分 二丁

信政次男孫三郎左衛門尉政光分

成支名 八丁五反

三男孫三郎信繼分

安富名 七丁百三十分

四男五郎信長分

成支名 四丁七反二百分

福成名 三丁八反小 被付下地出水谷社云々

定田 八丁七反二百七十分

聖護院御領 地頭<sup>不明</sup>山七郎家貫

藥王寺 十三丁五反二百七十分

常荒 一反小

佛神用 四丁三反

人給 三丁一反

定田 六丁一反小三十分

法金剛院領 伯宮御領

太田庄 八十丁 地頭越前々司後室

不出注文之間任古帳註進之

高竜寺 五丁 地頭太田三郎次郎入道行願

城崎 郡以下(略)

明治21年内閣編集局に提出した  
但馬太田文写本

改七百三町法金剛院領

治三町五反二百七拾歩佛神用

三反分三町人給

四反分二町定田

成文名八町五反常荒

成文名七町百三拾歩佛神用

成文名四町七反二百歩高竜寺

成文名三町八反下北出米倉

成文名八町七反二百七拾歩不出注文之間任古帳註進之

法金剛院領 伯宮御領

太田庄 八十丁

地頭越前々司後室

不出注文之間任古帳註進之

高竜寺 五丁

地頭太田三郎次郎入道行願

城崎 郡以下(略)

法金剛院領 伯宮御領

太田庄 八十丁

地頭越前々司後室

不出注文之間任古帳註進之

高竜寺 五丁

地頭太田三郎次郎入道行願



右註進如件抑隨催促出注文之所者就

其狀請進之度々雖相觸不釵用輩事者

雖須注進言上月數延引之條依有恐且

任建久建治之帳註進之於田地者雖不

仰下至前田代破失

所入之皮田地也又雖帶地頭職破失

本自入之勤仕御家人役來輩破失

注文之謹令註進言上之狀如件

弘安八年十二月日守護人大江破失

此本神社佛寺国衙庄園等雖破失

披見者其煩之間為細々所用郡之名利

令類聚畢於田數者不可違正本者也

應永三年捌月日

干岩宝徳四年中春中旬倣卒尔馳

筆畢後哲須再治而已

但馬国美含郡 帝釋寺政所公物也

沙弥尊阿

朝来郡牧田村 神淵寺

求之

またこの頃からやや下って、

貞治元年（三六）幕府は長駿河守をして坊門家領但馬雀岐莊（佐々木）の名主や莊官等が、同莊の平田・増法寺・小谷三カ村の領家職を濫妨するのを停め、下地を同家雜掌に交付せしめている。

（「臨川寺重書案」）

雀岐莊の内部にもこのような紛争があり、支配者層のことであり、直接幕府が調停や、紛争の解決に乗り出していることが知られる。

五、但馬守護職と恒良親王

出石川の上流にある但東町太田は、その当時から戸数の少い山村であった。上流の日向田圃や、東里岳（六三・七m）のふもとまで続く棚田の水田を併せても、大した反別でなく、人口扶養力に限度があつたからである。しかし昌明が但馬の守護職に任ぜられてからは、太田荘は一時但馬の首府となり、政治の中心となつた。初代昌明、二代政広、三代政綱を経て四代政頼まで守護職であつた。この政頼が進註した但馬太田文によると、当時但馬における太田氏の勢力が、氣多、朝来、城崎の三郡に亘つて一〇の荘園をもち、それぞれ地頭庄官の地位を占めていたことが知られる。太田一族の地頭となっている荘園として、次の記事が見られる。

朝来郡竹田庄 二八町

地頭 太田太郎左衛門 政頼

氣多郡観音寺九町四反二四〇歩

地頭 太田三郎治郎入道 行願

同 円提寺 五町四反

地頭 全人

出石郡雀岐庄西方三六町四反六十歩

地頭 太田左衛門三郎入道 如道

同 弘原庄 五〇町

地頭 太田太郎左衛門 政頼

同 神戸郷 三四町七反一一六歩

地頭 太田治郎左エ門政直跡

同 下里郷 六一町九反二四〇歩

地頭 太田三郎治郎入道行願

同 高竜寺 五町

地頭 同人

城崎郡下鶴井庄 二六町一反一三五歩

地頭 太田左太郎

同 気比庄 五一町二百九〇歩

地頭 太田太郎左衛門政綱跡

内気比村

地頭 太田太郎左衛門 政頼

立野村

地頭 太田左衛門二郎政光

本庄村島

地頭 太田左衛門三郎政奥

美含郡佐須庄 七八町七反一〇步

地頭 太田牛熊丸

この太田文によると、政頼分の守護領は出石・城崎・朝来三郡に亘って、計一三八町五反、その他太田一族の所領は計二四三町二反、合計三八一町反に当り、但馬の国一国の田数の約七%に達していたことが知られる。このようなかなり広い地域の所領の生産力を背景として、太田氏の亀ヶ城及び一連の城砦が築城され、太田氏の館が構築されたものといえる。したがってこれらの工作物や建物の建設には、単に東里や唐川・木村などの山々からでなく、これら但馬の所領各地から桧や櫟・松・杉・栗材などが運び込まれたことであろうし、各荘から木挽き・大工・石工などが連日動員されたことと思われるが、中でも太田荘をはじめ近隣の農民は、多くの労働力を供出させられたであろう。それら住民の供出した食糧や労働によって完成したものと見える。

このようにしてこの頃は、平和な中世の山村但東町にも戦争は相次ぎ、その影響はそのたびに住民の負担と犠牲を大きくした。元亨四年(正中元年<sup>二三〇</sup>)のいわゆる「正中の変」もその意味で中世の但東町にとって重大な影響を蒙ることとなった。

「正中の変」とは、後醍醐帝が幕府の専横とくに北条高時の専横を憤り、この年近臣日野資朝・同俊基らと謀って高時追討の計画をすすめられたことにはじまる。しかしこの謀議はもれ、失敗に了り、資朝は捕えられて佐渡に流された。しかし帝は俊基を中心に更に計画を進めたが、元徳三年(三三二)この計画は再び鎌倉

幕府にもれた。高時は早速尾張・美濃・但馬の兵を集め、京都に攻め上らせ、事件に参画した一味はすべて捕えられた。この時の但馬の軍勢は、比叡山攻撃の搦手の軍に加わった。しかしこの年捕えられた後醍醐帝の第四皇子恒良親王は但馬に流され、その監視役を但馬守護太田守延が命ぜられた。守延は政頼の孫であるが、代々鎌倉幕府によく仕え、御家人としての信望が厚かったのでこの役を仰せつかったものと思われる。守延は最初親王を自分の館に幽していたが、のち但東町畑山の日出神社境内に幽居を造ってそこに移した。畑山の恒良親王の遺蹟がそれである。

表16 太田氏系図



守延は諸国の勤王の諸將の動きを見て、軟禁していた恒良親王を上將軍と仰ぎ、近国の兵を蒐めて丹波に出て、千種忠顕の軍と篠村に会し京都に向った。いわゆる「六波羅攻め」がこれである。歴代の幕府忠誠の太田氏にとつては、画期的なことであつた。京都に入った守延は六波羅軍との二条の斗いに陶田通倫の鋭兵と激戦しついに戦死する。「大日本史」の記事によると「従死者三百余人」と伝えている。

このような中世の城跡は高橋村の栗尾にもある。栗尾西垣城跡がそれである。写真真室町時代の砦跡であつて、西垣信源の居城と伝えられている。既に見た中世豪族の居住跡で、城趾があつて記録が絶えているのがこれら中世の城跡の特質である。



栗尾西垣城跡



恒良親王御旧蹟碑（畑山日出神社境内）昭和15年資母村教育会建立

図表17



恒良親王黒木御所付近見取図

## 第四節 中世のわが町の産業

### 一、中世における農業と牛の飼育

但馬牛・いなきば牛といわれる等、但東町は昔から牛の産地として知られた。山が多く雨が降り、どの谷にも美しく柔かい草が育ち、水があつた。農民は代々家に牛を飼ひ、しかも昼間は山に放牧し、夜は舎飼ひするといふ集約的な飼ひ方をした。このような但馬の黒牛は、いつ頃から飼われたであろうか。鑄方氏等の研究によると、牛はおよそ紀元三世紀の中頃から、五・六世紀の頃、朝鮮半島から輸入され、漸次各地で飼育されはじめたという。しかも日本には馬は先史時代から原種が存在した（淡路・南部・北海道）のに対し、牛は大陸から輸入されたものと見られている。また現在朝鮮牛といわれているのは毛の色が茶褐色であり、岡山・熊本等に飼われている。これらあか毛の牛は、朝鮮半島から輸入されたものかも知れないが、但馬牛・因伯牛系統の黒毛牛は、別の系統として輸入されたものと思われる。もしまた長い飼育期間に毛が変つたすれば、その時期も明らかにする必要がある。しかし馬は足が早いので輸送用・駄馬用・軍馬として用いられたが、中世でも農耕に利用されることは、遥かに少なかったと見られている。

このようであるから、歴史的文献に出てくる家畜としての牛馬の使用は、むしろ農具等の文字・名称となつてゐるもので知ることが出来る。例えば一〇世紀の「倭名類聚鈔」には農具として犁（からすき）鋤（す



き) 鍬又は鑿(くわ) 縛(さいずえ) 爪(かながき) 馬杷(まぐわ) 櫛(さちい) 扒(えぶり) 杵(こすき) 鎌(かま) 連枷(からさお) で、犁は牛に索かせる農具、馬杷は馬にひかせることからこの文字と名称がでてきたものと思われる。また櫛は四齒の杷、扒は齒のない杷でいづれも牛馬にひかせるものである。九一〇世紀の頃班田農民の中から私出挙によつて、米や財物を蓄え、有力な手作農民として出てきた「大名田塔」田中豊益は「兼ねて水旱の年を想い、鋤鍬を調べ、暗に腴迫(わはく)の地をはかり、馬杷・犁をつくろ」と書かれているし、「農業の輩、鋤鍬をもつて先となす」ともいわれていた。これらの農具のうち、水田用の農具は、登呂遺跡にもみられるように、最初は全部木製または英利な石をつけたものであったが、鉄が使用され、鍛冶屋のような職業が分化してくると共に、鉄の使用された農具が普及されるようになった。とくに水田や山畑の開墾等には鉄製農具でないと効率を挙げることができなかつた。したがつて正倉院に所蔵されている「子日手率鋤」なども、既に鉄製のスキの先が使用されているのが見られる。しかしこれら鉄製農具や、牛馬が盗まれた記事があることによつて、一般庶民には貴重品であり、仲々入手できなかったであろうことは容易に想像される。それが財物視され、正倉院の御物となつていくことも知られる。

しかし牛馬が飼養されていたことは事実で保安二年(二三)八月の伊勢国大國荘で、川の氾濫によつて既に牛八頭、馬二疋が水死した記録がある。同時に牛八・馬二という飼養の比重も知ることができるし、かなりの牛が既に農村にいたことがわかる。嘉承三年(二〇六)罪人が「鹿毛父馬一疋(値三〇疋) 母牛一頭(値三〇疋)」の私財物を辨進させられている記録もある。この頃牛が三〇疋で、天承元年(二三)には四〇疋となつてゐることが、筑前国船進荘の記録で知られるのも面白い。かくて牛馬は「今昔物語り」や和歌等にも

うたわれるようになってくるが、牛は農耕用が多かった事は明らかである。もちろん兵用の馬をもつ在家領主も牛を所有し、所領を手作りしたことはいうまでもない。久安四年（二翌一五）頃、従者一、上牛二〇頭が、法勝寺延明院御荘から奪いとられた記録もみられる。

耕牛・牽引牛以外に乳をとって薬用（營養飲料）貴人の食用に供することも行われている。延喜典藥寮式によると、供御の乳として日別に大升（ます）で三升一合五勺を奉ることが記されている。また「蘇」を典藥寮で製するだけでなく、延喜民部式によると、諸国から貢することが定められている。蘇とは「乳大一斗を煎て、蘇大一升を得」とあり、牛粥は今のヨーグルト、蘇はバターの一種でなかつたかと推察されている。但馬や但東町に關係しているのは、この蘇の貢納で、天平九年（七三七）の「但馬国正税帳」には、この貢蘇の量や、乳牛の数、貢蘇の担夫などが記されている。乳牛といつても今日のような搾乳専門牛でなく、普通の和牛で、出産後仔牛が飲む余分を搾つたものと思われる。したがって既に「天平年間但馬国正税帳」に貢蘇のことが記されている以上は、牛が相当数飼養されていなければならぬ。それは水田地帯のような平担部でなく、但東町のような山の中で、いわゆる牛牧によって飼われていたのでないかと思われる。当時莊園や田堵以外に、庶民階級が牛を所有したり、飼養したりする余裕は余りなかつたと思われるが、山国では早くから牧の制度があり、牛牧があつたはずである。「続日本書紀」によれば、文武天皇四年（七〇〇）に牛馬放牧のため、諸国に牧地が定められている。また「延喜兵部省式」によると、恐らく軍馬や駅馬供給のためと思われるが、相模国の高野馬牛牧をはじめ、一一カ国に亘り、一五の馬牛牧及び牛牧が記せられている。但馬では牛牧が主であつたと思われる。但東町のような山奥のむらには、その頃貢蘇するほどの牛牧はなかつた

と思われるが、近世以後あのように牛が飼われるようになり、その立地条件が備わっていることから、既に飼養適地として飼われていたものと思われる。

すなわち「日本牛史」によれば「但馬牛は本邦産牛中最も由緒古きものの一つに属す。初めて但馬牛の説を下せるは、花園帝の延慶三年(三〇)の『国牛十図』にして十牛の一に在り、即ち但馬牛の條に骨細く尖(にく)かたく、皮薄く腰背は円し。角蹄に堅く、鼻孔広く逸物多し」と書いてある。また丹波牛も有名で、二者は早くから其の名があつたが、但馬牛は丹波牛より「その名早かりしもの如し」とのべている。

「日本書紀」には天智帝(六七)の頃、大いに牧地を置いて、牛馬を放たしむとあり、また聖武帝の天平三年(七四)「馬牛は人に代り勤勞して人を養う。茲に因て先に明制ありて屠殺することを許さず」と屠殺を禁じている。この頃は山陰道の国々に詔あり「常に公に進むる牧繫飼牛を除くの外は、他所に売与する事を得ず、一切禁断して界を出ざる事なからしむ」とあつたが、天平六年には東海・東山・山陰道の諸国に牛を売買して界を出す事を許すと訂正されている。(「聖武記」)したがつてこの頃から但馬牛も他国へ売買することが許されたものといえる。しかし各戸一〜二頭の入念な舎飼いを主とした但馬牛の生産は必ずしも多くなく、各戸一頭を飼っているため頭数はかなり多く数えられても、その当時の但東町から売りに出される牛は、犢を除いては少なかつたと思われる。

「扶桑略記」によると、天武帝の一三年に丹波国から一二角犢を貢すとあり、貢としても用いられ、牛馬を取締る役職もおかれた。

すなわち、天平年間では公私を問わず、馬牛を総轄するのは兵部省の下にあつた「兵馬司」の職掌であつ

た。諸国の馬牛は公私を問わず、毎年朝集使に付して中央に報告されるたてまえとなっていた。(厩牧令兵馬司条)天平六年(七四四)出雲国計令帳(大日本古文書)に「伯姓牛馬帳」等が京進されていることからしても、馬の方が当時の国にとつては重要であつたとしても、出雲、因伯、但馬にかけて、既に牛の飼養が行われていたことは明らかである。また令制の牧は除々に衰えていったとしても、山間の谷間を利用して牛を飼う技術は、親から子へ語りつがれ、婦女子の丹念な飼育の仕方と共に、のちの「いなぎばつる牛」のような蔓牛を生むものになつたものと思われる。

なお但東町では牛のことを「ベコ」という。これはインドで牛は物々交換に用いられ、貨幣の役割を果していたので鑄貨に牛の頭を刻みベコ貨を称したに始まるといわれ、アイヌも貨幣をベコと呼んだといわれている。

また宮庭、貴族が用いた牛車を牽く牛は昔から但馬牛に限るといわれ、都大路を牛車が往来した頃は、全国からわざわざ牛を京都に買出しに行く例となつていた。この牛は但馬牛で但馬牛が京都から買いに来て、京都で売られていたことを示している。南部産等他国の牛は、牽引に用いる場合、人を見れば追ひ廻す癖があつたが、但馬牛は角の形もよく、身体は小さくて牽く力は強く、足も速かつたので牛車に用いられたのである。

牛車等牛を牽引に使う場合の牛の訓練も但東町はじめ、但馬牛産地の重要な任務であつた。しかし他国では手綱を牛の鼻木から二本左右につけ、左右に曲げたり、左廻り右廻りする時は、それぞれその手綱を引いたが、但馬牛は一本の手綱を用い、オーと呼べば止り、シツといえれば歩み出し、チョツチョツといつて手綱

を腹にあてると左に曲り、手綱を引けば右に曲るよう訓練した。牛耕の場合も同様であった。

(「日本牛史」一四五頁)

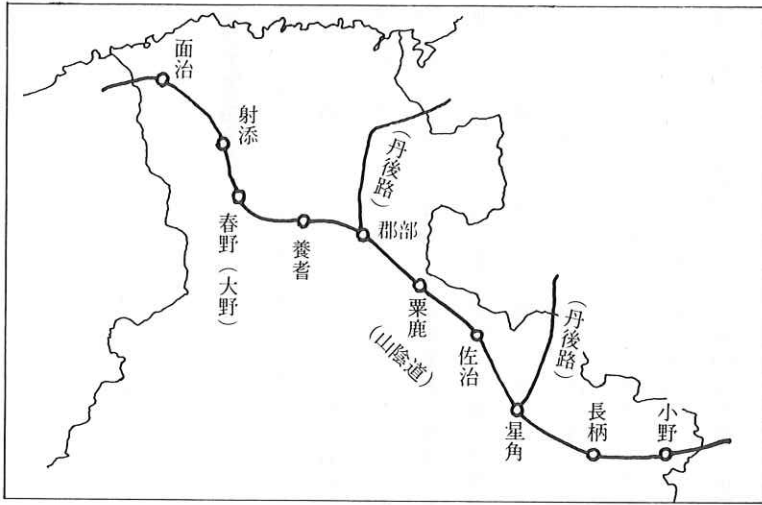
## 二、道路交通の発達と座及び振売り

### 1、中世の道路交通

現在の但東町は山陰国道九号線からも外れており、鉄道もなく交通不便の地となっている。しかし歩く中世の道路の交通はどうであったか。山陰道は山崎より西北に上り、老の坂の大枝(亀岡市篠村)をこえて野口(園部町埴生)小野(多紀郡福住)長柄(篠山町郡家)星角(氷上郡石生)を経て佐治(青垣町佐治)それより但馬には入って粟鹿(山東町粟鹿)郡部(養父郡養父)養耆(養父郡八木)山前(村岡町福岡)射添(村岡町射添)面沼(美方郡温泉町)を経て因幡路へ入った。

丹後国府に通ずる支路は、長柄より分れて日出(市島町余戸)前浪(福知山市瘤の木)を北上して与謝峠をこえて勾金(加悦町後野か)を経て国分寺に達する線であり、但馬国府に達する路は勾金より加悦奥へ、次いで須流神社より日出神社へ、又は勾金より加悦町滝より峠をこえて赤花より畑山から出合へと下り、春野(出石郡埴野「矢根」)駅を経て出石町より但馬国府へ、更に南下して郡部(養父町)にて山陰道本線に出る線があり、但東町は丹後但馬両国府を結ぶ重要路線であった。同時代には桑田軍団があり、大江町附近に加佐軍団但馬国府には気多軍団があった。

図表16 律令時代の山陰道交通路



当時の駅には駅子が駅馬の数だけ待機し、駅馬の養飼に当り駅使給与のため稲・酒・塩などの飲料水や、駅稲を修納する倉庫も必要とした。また、伝馬は新任の国司の赴任、その他重要でない公使など用いるものであった。

「但馬国正税帳」によれば、伝馬一二疋を三三五〇束の値段で買上げているが、その内七疋は疋別三〇〇束五疋は二五〇束であった。

丹波丹後但馬は上馬で三〇〇束、中馬で二五〇束下馬で二〇〇束、但し稲一束は米にして現在の枡で二升に当る。一疋の馬の値段を三〇〇束とすると米にして六石となる。

駅戸は一戸について一疋の駅馬を養飼する事。駅子は駅務について労役に服するから徭役が免ぜられる。駅田の收穫小路の場合二町で上田一、〇〇〇束中田八〇〇束小路の二町は口分田一〇人分に相当する。

駅伝の管掌は兵部省の兵馬司で管掌していた。駅馬伝馬の乗用は公吏官人の政令の伝達報告及び交通のためのものである。

駅馬行程運脚の上京下国の行程

丹波から上り一日、下り半日、

丹後から上り七日、下り四日、

但馬から上り七日、下り四日、

とされていた。しかし但東町では正式の駅伝制はなかったといえる。

当時の輸送は人間の背や肩でかつぎ、背負って運ばれた。しかしそれでは人間の能力に限界があったから、馬や牛の背に載せて運んだ。「駄戴」等の言葉はこのような畜力利用の貨物輸送を意味していたと思われる。但東町は山国で、到る所に峠があり、それを越えなくては交通は不可能であったし、その峠に通ずる道は、最短距離ではあったが、人のやつと通れる道で、幅員もそう広くなかったし、そう広くとる必要もなかった。したがって都大路には車が用いられても、このような山村ではなお馬車や牛車は用いられなかった。車の通れるような道路はなかったといった方が正しいかも知れない。

したがって近世に車が通るようになったのは、まず車の通れる道路が作られ、峠道が車の通れるように改修される必要があったといえる。

道路がそのようであったから、行商は背にしょって行われ、村中では肩にかついで、いわゆる「振売り」が行われた。

## 2、中世における座と振売り

但東町のような山陰の一寒村にも、中世既に亀ヶ城や雀岐神社、金蔵寺山金蔵寺のような大建築物が建設されたということは、自給自足をたて前としたこの当時、相当の職業文化が行われ、専門の木工、葺工、鍛冶、彫刻師のような「座」が成立していたことが立証されねばならない。また山国に海や魚や塩、油等を売りにくる振売商人も現われたものと思われ、その限りでは多くの峠を越しながら「歩いて通う」道や、牛や馬の背で運ぶ物資交流も漸次行われてきたものと思われる。これらの存在なしに、山村の生活はもちろん、多くの人を集めて大きなふしん（普請）などは到底できなかったといえる。中世の座には本座と新座とがみられ、幾内や近国の莊園村落内の有力農民は、神社、仏堂を中心に宮座的な祭祀団体を結成し、座役義務制の形態で特権的な集団化を図る動きを見せた。すなわち有力な神社に「神人」として付属し、元來祭祀集団である座が、商工業的營業活動に力を入れた。このため神社仏閣等の領内の有力名主層もこの神人の列に加わろうとした。保元二年（二毛）頃には政府は神人加入の放慢性と神人の濫行を厳戒した。しかし国分寺をはじめ、全国の辺境にも寺領等が独立し、大きな寺院等が建設されるため、神人や行商人は発展し、營業範圍の拡大と身の安全を図るため、自らの居住している莊以外の莊園領主と特別の關係を結んで、いわゆる「寄人（よりうど）」となった。また社寺等の大工事の建設の増加につれて、町とそれ以外の辺境<sub>||</sub>里とを往來する振売商人も抬頭し、貢租や労役の多い農民から独立した「職業」として独立するようになったのもこの頃といえる。京畿を中心として起ったこれらの分業と協業の歴史は、中世の但東町における諸建設事業と関連して、漸次又急激に山村にも展開されてきたといえる。



### 二、農業と中世の農業技術

中世とは鎌倉幕府の成立から、南北朝の内乱を経て、室町幕府の滅亡までをいう。しかし産業経済史ではほぼ一二世紀から一六世紀頃までの状態が取扱われる。

この頃の産業は、地方に成長した領主層をその主な担い手とするが、その限りについて農業は最も基礎的な役割をもつ基礎産業であった。とくに京畿の京都、奈良地方では、荘園領主はその生産物の半ないしを中央にとり立てるような収奪が続いたため、農業そのものは余り発展しなかったし、戦乱が相次ぎ、用水、地方開発等に余力を入れる余裕がなかった。しかし鎌倉幕府政治の進展に伴い、武蔵野開発、房総開墾等が諸国の浪人を集めて行われた。したがって東部の開発が漸く進んだといえる。

この頃の農業の特質は、地頭的な領主が、畑や正作田などの直轄地を、屋形の内外に住む下人や名子的農民に耕作させ、農繁期には領内の農民を駆り立て、雇仕し、田植や刈取りに従事させた。しかし鎌倉中期になると農業生産力もかなり安定してくるので、そのような直接支配による経営でなく、手作りの直轄地を残して、農民に土地を分け与え、経営を委託し、年貢と労役を貢租せしめる形に変わっていった。直営的な地頭、在地領主による大規模な名田経営は解体をはじめ、その中から中小名主層が抬頭してきた。経営を委託されるので、中小名主は耕作や開墾に熱意を強め、二毛作等の集約化に努めると共に、領主もその貢納の農産物や地方特産収穫物等を、神社仏閣の門前等で定期市を開く等、流通機構にも若干の進歩が見られるようになった。

農村も先進地では土豪中心の「散村」が、中小名主を中核とする「集村」ないし「惣村」となり、また但馬等の山村では、山林からの木材の採取、採草、竹の伐採、用水の利用管理等について、共同体的な規制が登場するようになる。また中央の戦乱をのがれ、僻地の山村に居を寄せる領主や、中小名主も現われ、戦乱との関連で山岳を開発してそこに勢力を張る寺院も現れ、とくに但馬や但東町でも波乱に富んだ出来事が相次いで起るようになった。この間野菜・青苧・藍・桑等の地方の特産物も、中央地方の大名領主によつて保護され発展するようになるし、銀山・銅山等鉱物開発にも力が注がれるようになった。

中世になると、旧荘園時代のような不作田が減小し、新しい土地を求めするには、山村の未開地に入るより他なかつた。但馬や但東町が中世に入つて着目されたのは、そのためと思われる。領主化した荘園や、出石神社のような社寺領の強化と共に、政府直轄領はへるが、在地領主や中小名主は、百姓の扶役により、新しく山地の谷間を開発し、自己勢力を伸張しようとする。このため、苦役に堪えかねた農民が逃亡し、逃散するようになる。このため浪人が狩り集められた。「早く浪人を招き寄せて、御下知の通り農業を盛んにすべし」「鎌倉等にいる無益の輩の名前を注記して、彼らを田舎に追い遣わし、農作の勤めに随わすべし」等の文書が各地に残っている。このようにして逃亡する農民を喰い止めるにも、浪人を蒐めて開墾開発に従事さすにも、中小名主や開発主は、ある程度武装する必要があつたし、自らの住居も武装し、外からの侵入や暴力から身を守る必要があつた。地域の農民は、扶役により使用は自由であつたし、有力者は山の上の住みよい攻めるに難く、守るに好都合の山荘を築いて住んだ。但馬や但東町に残る城跡は、この当時中世の有力者の住居跡と思える。近世の城というよりは、山寨であつたといえる。

これらの中小名主や有力者は、鎌倉幕府の成立、守護、地頭がおかれ、とくに但馬の守護職太田氏が任せられるようになると、荘園の下級官吏から、武士化して御家人となり、封建制の確立によって消滅するが、出石郡下に残る小野、安良、香住等の地名は、旧名主の名前が地名化したものといわれている。このようなかで中世の但東町の谷間の水田、棚田は漸次開発されていった。

但東町のような山間部の水田は、氾濫によって流される心配はないが、生産力は低く、多数の労働力を投下する必要があった。「一反坪は上みに池あり、地の水を引く也、根本は糯田と名付く、今は山田にて棚に似たる故に棚田と云う」高野山領の安楽川沿い溪谷はもとより、畿内でも山城、大和の山より地方、近江、和泉はもとより、但馬地方の山田も、鎌倉末期頃から急に多くなつてきている。この時代のこのような山田、ほまち田、棚田の開発は、自作経営を行う下級神官、僧侶の所有となつていくものが多く、在地領主が浪人等を使って開発したものと異なる。農民が開発した場合でも、例えば東寺領山城国上野荘では「開発した三年間の本年貢は悉く免除され、四年目からはきは用水施設等維持のため免除、結局ただけ寺納された」このような年貢免除の耕地を畿内では「伏田」とよんでいる。伏田は農民が開発すればそれだけ従前より余剰が多くなつた。中世の但馬や但東町の谷間の水田が開発されたのは、恐らくこの伏田のためであつて、この意味でも「山内」の但東町は暮しよかつたのである。しかしそれでも守護・名主・家人・社寺領荘園等への年貢と、労働地代としての労務提供は城や寺領が多かつただけに相当多く、苦しい生活であつた事は容易に想像される。

## 四、中世の養蚕と絹織物

鎌倉時代には年貢として米の代りに生糸や呉綿（くれわた）を出す荘園が少くなかった。呉綿は御服の料に使用する真綿で、越前志比莊では、呉綿千両、国絹一〇疋を納めている。「太田文」にも見える安樂寿院や、最光院・長講堂の所領の中で、東海・東山・山陰・北陸の四地方から年貢・公事として絹・生糸・綿が送られていた。しかし一五世紀に入ると、京都を中心とし、京都に結びついた原料供給地として但馬、丹波のいわゆる三丹地方と、越前、加賀、越中すなわち北陸地方が大きく浮び上ってきている。このことからみても、但東町の養蚕・糸繰り、真綿作りは、その技術が比較的簡単であることから、漸く発展してきたものといえる。それは平坦部の米の生産力の発展、米収益の増大に対して、山や山畑の多い但東町では、それらの地方の収益と対抗するためにも、山桑を植え、蚕を飼い、生糸をつくるより他に、格段と収益をまし、地方経済を發展せしめる途がなかったからである。しかし中世後半の絹織は、年貢が金納化し（畿内都市部）品質のすぐれた外国からの輸入生糸が多くなってきたため一般に減少している。（「岩波講座」中世・四）その原因の一つは、三丹地方等優良な生糸の産出が特定地域に限定されはじめ、また別に絹綿の生産を強要される必要もなかったことと、粗悪品生産地における養蚕、製糸（座繰）の衰退によるものとされている。

このような地方物産の特化、地域的生産物の専門分化によって、京畿に近い但馬、但東町の養蚕業は次第に盛んとなり、それに伴って桑づくりや、蚕の種紙の製造や売買も漸次栄えていった。「越知神社文書」（越前）では、天下村の蚕種商人が年々五〇〇文の upper を行っていたことが知られる。

但東町や山陰地方から生産された生糸や真綿で、中世の京都機業が発展してゆくが、京都に搬入する際、駄税がかけられている。京都への関門、大技山に立てられた兵士米関の制札には、絹綿糸駄別にして二〇文と定められていたし、京の七口でも税をかけられた。この税をかける駄別役は、広橋家が、至徳二年（三三五）頃から徴収した事が記されている。（広橋家文書）またこのような機業の発展は、山陰のみならず、冬雪の多い北陸の養蚕業を刺戟し、加賀絹発展の基礎になった。

このような中世の地方産業の勃興について考えられるのは、地方国衙の役割であり、さらに荘園領主や在地領主の積極的な上からの保護奨励であった。新猿楽記によると国衙に細工所があり、保に細工保・細工所保などがあるのは、恐らく国衙の土地支配の痕跡であろう。但東町の近くで確証できるのは、丹後国、与謝郡細工所保（正応元年同国田数帳）がその例といえよう。

